

第 2 期

猿払村の事務・事業に関する実行計画

(計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度)

「やる気・守る気・続ける気
エコ運動で 明るい未来！！」

平成 22 年度 親子でつくる地球温暖化防止標語入賞作品

平成 23 年 8 月

猿 払 村

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画目的 1
2. 基準年度・計画年度・目標年度 1
3. 対象範囲 2
4. 対象とする温室効果ガス 2

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 二酸化炭素(CO₂)の排出状況 3
2. 計画で用いる二酸化炭素の算出係数 5
3. 基準年度の温室効果ガス排出量 5
4. 削減目標 6

第3章 温暖化防止に向けた取組

1. 財やサービスの購入にあたっての配慮 8
2. 財やサービスの使用にあたっての配慮 9
3. 廃棄にあたっての配慮 11
4. 設計・施工・管理段階における配慮 11
5. 普及・啓発の推進 12

第4章 推進体制・進行管理及び結果の公表

1. 推進体制・進行管理 13
2. 計画の見直し 15
3. 実施状況の公表 15

《参考資料》

1. 資料1 集計の範囲（車両及び施設エネルギー内訳）
2. 資料2 集計の範囲（課別車両調書）
3. 資料3 基準年度：エネルギー使用量・CO₂排出量
4. 資料4 二酸化炭素排出量算定係数

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものであり、既に平成21年3月に策定し、平成22年度末で終了した「猿払村地球温暖化対策実行計画」（以下「第1期実行計画」という。）に引続き、次期実行計画として「猿払村の事務・事業に関する実行計画」（以下「第2期実行計画」という。）を策定したものである。

猿払村の事務・事業の実施に当っては、本計画に基づき、引続き温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて、さまざまな取り組みを行い地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画年度・目標年度

温室効果ガス排出量の削減目標に対する基準年度は、2010年度（平成22年度）とし、計画の期間を2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間とする。また、目標達成年次も同様に2015年度（平成27年度）とする。

《実行計画取組フロー図1》

西暦(年度)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
平成(年度)	19	20	21	22	23	24	25	26	27
第1期実行計画									
	基準年度								
			開始年度	←計画期間→	目標達成年度				
実行計画取組期間									
第2期実行計画									
				基準年度	開始年度				
					←計画期間→				目標達成年度

3. 対象範囲

実行計画は、本村が行う全ての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

《対象施設一覧 表1》

管理部署	施設名	管理部署	施設名
総務課	役場庁舎	教育委員会	学校給食センター
	生活改善センター		鬼志別小学校
	猿払簡易郵便局		浜鬼志別小学校
	小石簡易郵便局		知来別小学校
	バスターミナル		芦野小学校
	独身寮街灯		浜猿払小学校
	バス待合所		浅茅野小学校
	乗合自動車街灯		拓心中学校
	災害関係（防災無線）		
財政企画課	芦野地域集会所	建設課	道路街路灯
	狩別集会施設		農業集落排水処理施設
	猿払集会所		浜猿払汚水処理施設
	小石交流センター		知来別汚水処理施設
	知来別研修センター		浜鬼志別汚水処理施設
	浜猿払交流センター		合併浄化槽施設（個人含む）
	浅茅野交流センター	住民課	簡易水道施設（浄水場等）
	浅茅野台地農業研修施設		火葬場
	水産加工総合管理センター		一般廃棄物最終処分場
産業課	道の駅管理棟	保健福祉課	リサイクルセンター
	ふるさとの家		保健福祉総合センター
	憩いの湯	保育所	各地区防犯灯
	漁港街灯		鬼志別保育所
	村営牧場	病院	浜鬼志別保育所
	堆肥センター		国民健康保険病院
	牛乳と肉の館		浅茅野診療所
教育委員会	郷土資料館	消防支署	消防署猿払支署庁舎
	農村環境改善センター		第1分団詰所
	老人憩いの家		第2分団詰所
	スポーツセンター		第3分団詰所
	柔剣道場		第4分団詰所
	村営球場		第5分団詰所
	村営プール		第6分団詰所
	村営スキー場		第7分団詰所
	第8分団詰所		

4. 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)を対象とする。

※主な発生源：化石燃料使用・電気消費・一般廃棄物焼却（廃プラ）など

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

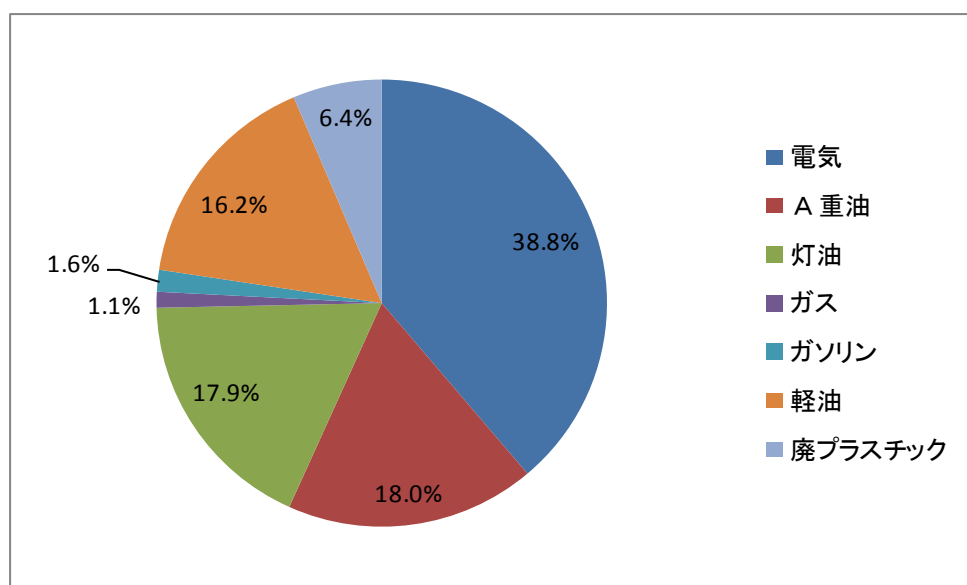
1. 二酸化炭素(CO₂)の排出状況

2010年度(平成22年度)における猿払村の事務・事業に伴う二酸化炭素の排出量は4,653 tである。

《二酸化炭素排出源別排出量 表2》

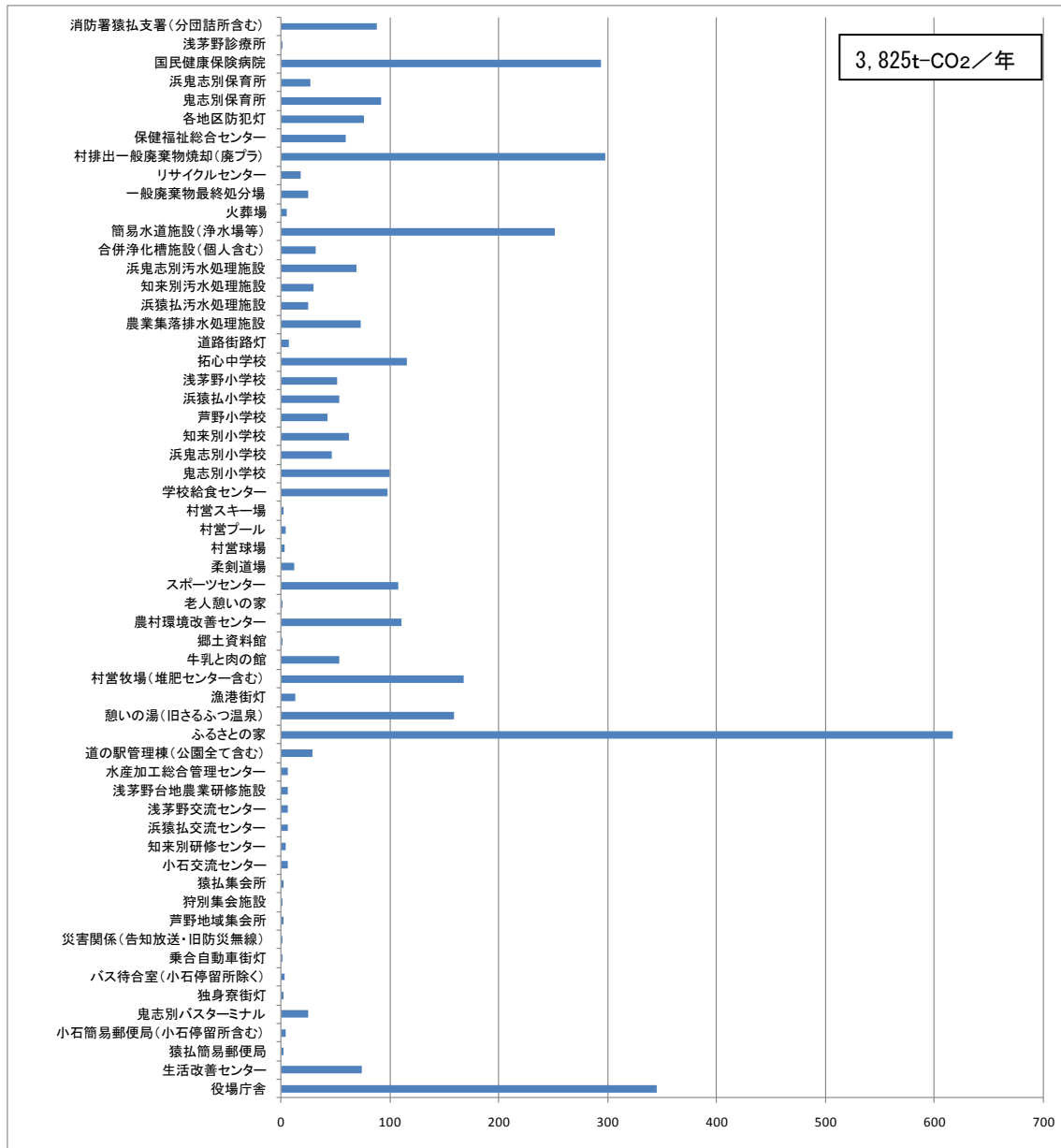
排出源別内訳	排出量	構成比
電気の使用	1,806 t	38.8%
暖房等燃料の燃焼	1,721 t	37.0%
公用車等の運行	828 t	17.8%
一般廃棄物の焼却	298 t	6.4%
合計	4,653 t	100.0%

《二酸化炭素排出源別排出構成 図2-1》



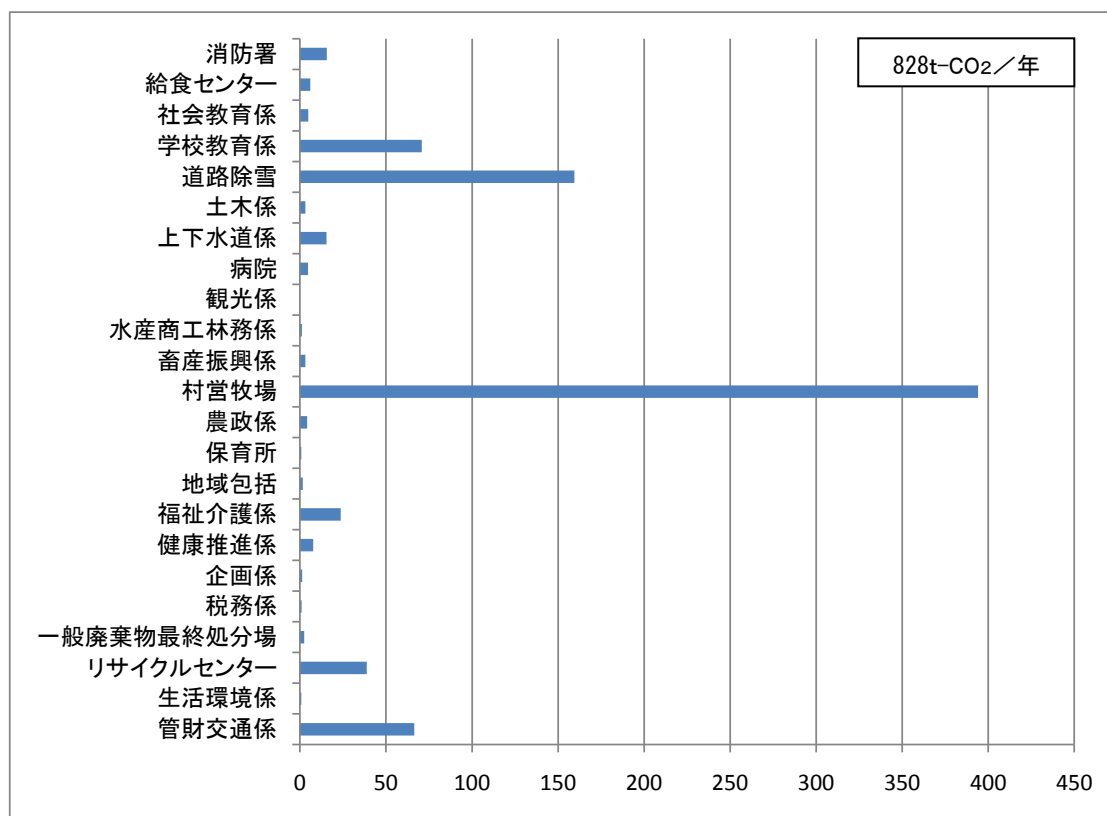
【施設別排出内訳】

《公共施設別二酸化炭素排出量 図2-2》



【公用車所管別排出内訳】

《所管別車両二酸化炭素排出量 図2-3》



2. 計画で用いる二酸化炭素排出量の算定係数

基準年度における二酸化炭素排出量の算出に当たっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務事業に係る実行計画策定マニュアル」（平成19年3月環境省）に定める排出係数を用いる。

また、電気については、北海道電力株式会社が公表した平成21年度の二酸化炭素排出原単位（0.423 t-CO₂）を用いる。

3. 基準年度の温室効果ガス排出量

猿払村の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、4,653 t-CO₂とする。

対象ガス	基準年度	排出量
二酸化炭素 (CO ₂)	2010年度 (平成22年度)	4,653 t-CO ₂

4. 削減目標

(1) 目標設定の基本的な考え方

猿払村の事務・事業に伴う平成22年度の二酸化炭素排出割合は、電気の使用と暖房燃料の燃焼に伴う排出量を合わせると全体の約75%を占めている。

第1期実行計画では、電気の使用率（-5.6%）及び廃プラスチック（-10.1%）については減少傾向であったが、他のエネルギー使用量に関しては、依然増加傾向であった。

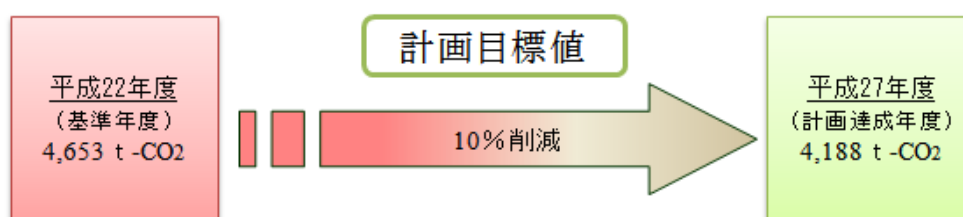
これらの状況から本計画においては、燃焼系燃料の消費に伴う二酸化炭素の排出削減を重要な取り組みと位置づけ、併せて電気使用量等の削減についても継続して取り組んで行く。

特に、暖房温度の適正管理や電気機器の電源管理、中でも電力需要の多い役場庁舎・ふるさとの家等については照明機器のLED化への検討など、二酸化炭素の排出抑制に繋がる行動に積極的に取り組み、またごみの減量化に繋がる3R（リデュース＝廃棄物抑制・リユース＝再使用・リサイクル＝再利用）の取り組みなど、職員一人ひとりが自らエコ活動の実践を進めて行くことが重要である。

そのため、施設の新設や設備の更新時には省エネルギー機器の採用を図るなど日常から省資源・省エネルギーを考慮して事務事業を進めると共に、研修等による職員の環境保全意識の向上を図り、二酸化炭素の排出量の削減に取り組むこととする。

(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

二酸化炭素排出量の削減目標を以下のように定める。



【参考】

- ・猿払村第1期実行計画 削減目標 10%（平成21年度～平成22年度）
- ・第2期北海道事務事業に関する実行計画 削減目標 5%→16.5%（平成17年度～平成22年度）
- ・政府の実行計画 削減目標 8%（平成19年度～平成24年度）

(3) 排出源別削減内訳

排出源 (燃料等)	目標(%)	二酸化炭素排出量(t)		増減量(t) 〈目標値〉 …②-①=③
		2010(平成22)年度 〈実績値〉…①	2015(平成27)年度 〈目標値〉…②	
1 電気	10%	1,806	1,626	-180
2 A重油	10%	836	752	-84
3 灯油	10%	832	749	-83
4 LPガス	10%	53	48	-5
5 ガソリン	10%	73	66	-7
6 軽油	10%	755	679	-76
7 廃プラスチック	10%	298	268	-30
計		4,653	4,188	-465

二酸化炭素削減目標…③計÷①計×100	10%
---------------------	-----

第3章 温暖化防止に向けた取組

温室効果ガス排出削減のため、職員一人ひとりが地球温暖化問題に対しての意識を持ち、日頃から省エネルギー・省資源を心掛け、以下の取り組みを重点的に行います。

3-1 財やサービスの購入にあたっての配慮

★基本的考え方

- グリーン購入を推進し、環境負荷の少ない物品等を優先的に調達します。
- 長期使用が可能な物品等の購入を促進し、新規購入する物品等及び廃棄物となるものを少なくします。
- 詰め替え品等の再利用が可能な物品等の購入を促進し、新規購入する物品等及び廃棄物となるものを少なくします。

◆紙類の購入

- 古紙配合率の高い製品を選択します。(コピー用紙など)
- 白色度の低い製品を選択します。(OA用紙・封筒など)
- 印刷物の発注時には再生紙を指定します。

◆電気製品の購入

- 用途に見合った適正規模の機器を選択します。(プリンター・テレビなど)
- エネルギー消費効率の高い製品を選択します。(パソコン・コピー機・蛍光灯など)

◆公用車の購入

- 低燃費車を選択します。

◆文具・事務機器等の購入

- 再生紙が使用されている製品を選択します。(ノート・付箋紙など)
- 再生できる製品を選択します。(ビニールコート紙・感熱紙等は避ける)
- エコマーク等のついた製品を選択します。

◆容器・包装材に関して

- 簡易包装された商品を選択します。
- 詰め替え可能な製品を選択します。(プリンターインクなど)

3-2 財やサービスの使用にあたっての配慮

★基本的考え方

- 使用の適正化及び使用の削減に最大限に配慮した取り組みを実践します。
- 廃棄物となるものを極力減らすよう努めます。

◆紙類の使用

- 両面プリントを徹底します。
- 使用する用紙を最小限にします。
 - ・資料の内容を整理してコンパクトにまとめます。
 - ・必要部数を精査し、作成部数を必要最小限にします。
 - ・プリントアウトやコピー時において、可能な限り縮小印刷やNアップ印刷をします。
 - ・電子メールや電子データを積極的に利用し、紙類の使用を控えます。
- ミスコピーを減らします。
 - ・コピー機使用後は、必ずオールクリアキーを押します。
 - ・コピー前に、前使用者のオールクリアキーの押し忘れがないか確認します。
- ミスプリント用紙等の裏紙を活用します。
 - ・回収箱等を設置し、ミスプリント用紙等を回収します。

◆燃料の使用

- 執務室における服装は、暖房に頼り過ぎない服装を心掛けます。
- ブラインドやカーテン等の適切な使用により暖房負荷を軽減します。
 - ・夏期は、ブラインド等を閉めて日光による室温上昇を防ぎます。
 - ・冬季は、ブラインド等を開けて日光を最大限に取り入れます。

◆電気の使用

- 不要な照明を消します。
 - ・昼休みに一斉消灯をします。
 - ・残業時には業務に支障のない範囲で、職員のいない範囲の照明を消します。
 - ・利用者がいない部屋等の照明を消します。
 - ・日中は天候や場所等を考慮し、照明を消すあるいは間引き照明をします。
- 省エネタイプの蛍光灯を使用します。
- 蛍光灯本数を削減します。
 - ・削減可能な箇所を検討し、蛍光灯を取り外します。
- 照明器具は定期的に清掃します。
- 使用していないOA機器の電源を切ります。
 - ・外勤や会議、昼休み等で長時間席を離れるときには、パソコン等の電源を切ります。
- OA機器は節電モードを活用します。
- 退庁時は、OA機器等の主電源を切ります。
- 最終退庁者は、照明及びOA機器等のスイッチオフを確認します。
- 電気機器を長時間使用しないときは、コンセントを抜きます。
- 多電力消費機器の使用を控えます。(電気ポットなど)

◆公用車の使用

- 環境負荷の少ない経済運転を徹底します。
 - ・アイドリングストップを徹底します。
 - ・暖気運転を抑制します。
 - ・急発進、急加速、空ぶかしをしないようにします。
 - ・適正な速度で走行するようにします。
 - ・不要物を積まないようにします。
- 相乗りを励行します。
- 車両整備を適切に行います。
 - ・タイヤ空気圧等の調整を適宜行います。
- 近くへの移動時は、徒歩等を心掛けます。

◆その他

- 物品等の再利用を行います。(事務用品、容器・包装など)
- 節水に努めます。

3-3 廃棄にあたっての配慮

★基本的考え方

- 廃棄物となるものを極力少なくするように努めます。
- 廃棄物となったものは資源化・リサイクルを図ります。

◆発生抑制

- 計画的な物品等の購入をします。
 - ・ 物品等の在庫量を把握し、必要量のみ購入します。
- 使い捨て商品の購入・使用を抑制します。
- 詰め替え商品の購入・使用を促進します。
- 廃棄する用紙の削減を図ります。(3-2 紙類の使用により)

◆資源化・リサイクル

- 用紙の再資源化を徹底します。
 - ・ 回収ボックス等を設置して分別回収を行います。
 - ・ 資源化に適さない禁忌品を混合しないようにします。
- 容器包装廃棄物の分別を適切に行います。
- トナーカートリッジの回収をします。
- 廃棄する用紙の削減を図ります。(3-2 紙類の使用により)

3-4 設計・施工・管理段階における配慮

★基本的考え方

- 温室効果ガスの低減に資する材料・設備・システム等の導入を推進します。
- 廃棄物となるものを極力減らすように努める一方、廃棄物の再資源化等にも努めます。

◆省エネルギー

- 太陽光など自然エネルギーの導入を推進します。
- 省エネ・省資源設備など環境負荷の少ない機器の導入を推進します。
- エネルギー効率の高い設備の導入を推進します。(コージェネレーションシステムなど)

◆温室効果ガスの低減に資する素材の選択

- 断熱性能の高い材料を使用します。
- 環境負荷の低い材料の使用に努めます。
 - ・環境負荷の少ない自然材料等の採用に努めます。
 - ・リサイクル材の採用に努めます。
 - ・更新容易な材料等の採用に努めます。

◆水の有効利用

- 水資源の消費低減に努めます。
 - ・節水機器の導入に努めます。
- 定期的な設備点検を行い、適正な維持管理を推進します。

◆廃棄物の発生抑制・再資源化等

- 施設等の長寿命化を図るようにします。
 - ・耐震性や耐久性に優れた材料や工法の採用に努めます。
 - ・維持管理が容易で機能の変化に対応可能な施設等とするよう努めます。
- 建設廃棄物・建設副産物の再資源化・減量化・適正処分に努めます。

◆その他

- 周辺環境の保全に努めます。
- 既存施設の有効利用を図るようにします。
- 敷地内の緑化を推進します。

3-5 普及・啓発の推進

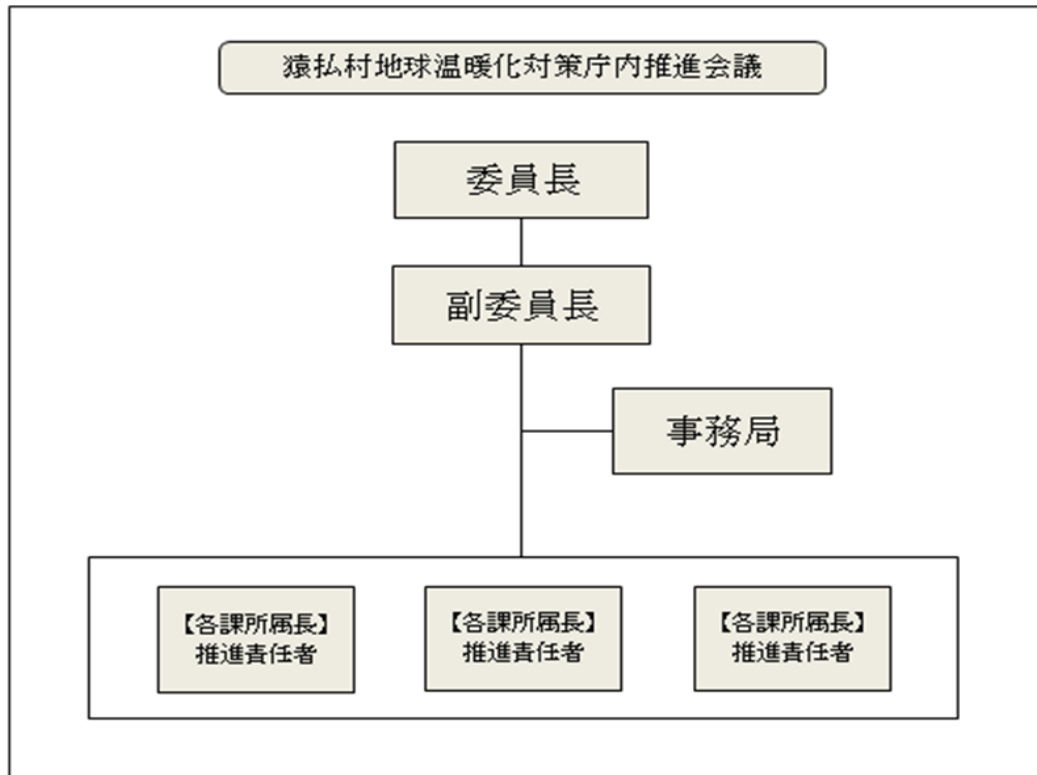
- 計画の取組内容を職員や関係者(業務委託事業者含む)等に周知徹底を図り、取組を推進する。また、職員に対する勉強会等を開催し、普及啓発を図る。

第4章 推進体制・進行管理及び結果の公表

1. 推進体制・進行管理

- (1) 本計画を推進する機関は、猿払村地球温暖化対策庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）とする。
- (2) 計画の実効性を高めるため、各課等に推進責任者を設置し所属内の取組管理を行う。
- (3) 推進責任者は、職員等に対して、環境に配慮した事務・事業を推進するための情報の提供や取組の支援等を行い、実行計画の目標（温室効果ガスの総排出量に関する目標、措置の目標）達成に向けた取組を推進する。
- (4) 庁内推進会議は、村の事務・事業に係る温室効果ガスの排出状況や取組内容を把握・点検・評価を行う。
- (5) 事務局は、実行計画の取組内容や目標達成状況等について、毎年度取りまとめ、庁内推進会議に報告を行う。

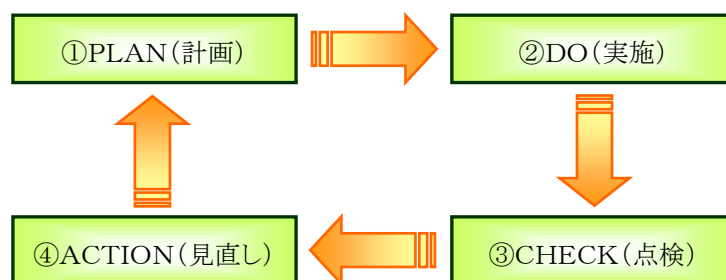
《実行組織》



《会議構成》

猿払村地球温暖化対策庁内推進会議構成	
区 分	職 名
委 員 長	総務課長
副 委 員 長	保健福祉課長
委 員 (推進責任者)	財政企画課長
	産業課長
	建設課長
	議会事務局長
	教育委員会教育次長
	保育所長
	出納室長
	消防支署長
	病院事務長
委員兼事務局長	住民課長

《進行管理フロー》



- ①PLAN : 推進会議・事務局により実行計画を策定します。
- ②DO : 事務局・推進責任者により実行計画の取組を推進します。
- ③CHECK : 事務局・推進責任者により実行計画の進捗状況の把握・点検・評価をします。
- ④ACTION : 推進会議・事務局により点検の結果をもとに見直しを行います。

2. 計画の見直し

本計画は、地球温暖化に係る社会情勢、温室効果ガスの排出量及び取り組み状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

3. 実施状況の公表

実行計画の取組内容や目標達成状況等について、毎年度事務局が取りまとめ、村ホームページ等を通じて公表を行う。